

身体拘束適正化のための指針

(株) ライフハック

1, 身体拘束等の適正化に関する基本的な考え方

①身体拘束は、原則禁止

ライフハックでは、通って仕事を行うメンバーさんの仕事や生活の自由を制限することで重大な影響を与える可能性があります。

ライフハックでは、メンバーさんのお一人お一人の尊厳に基づき、安心・安全が、確保されるように基本的な仕組みを作り、事業を運営しますので、身体的・精神的に影響を招くおそれのある身体拘束は、緊急をや無得ない場合を除き原則として実施しません。

②身体拘束に該当する具体的な行為

- 1) 暴れないように、身体をひも等で縛る事。
- 2) メンバーさんを怒鳴りつけて威圧して、身体を抑えること。
- 3) 他のメンバーさんの迷惑行為を防ぐために、身体をひもで縛ること。
- 4) 暴れる行動を抑えるためまたは、落ち着かせるために向精神薬を過剰に服用させること。
- 5) メンバーさんの意思で開くことが出来ない居室に閉じ込めること。

③ライフハックが、身体拘束について目指すべき目標

3要件（切迫性・非代替性・一時性）の全てに該当する委員会において判断された場合本人・ご家族の説明・確認を得て拘束を実施する場合がありますが、その場合もメンバーさんの態様の見直し等により、拘束の解除に向けて取り組みます。

2, ライフハックの方針

次の仕組みを通して身体拘束の必要性を除くように努めます。

- ①メンバーさんお理解と基本的な作業・生活の向上により身体拘束リスクを除きます。
- ②責任ある立場の支援員が率先して、ライフハック全体の資質向上に努めます。
代表取締役・管理者・支援員等が、率先して事業所内外の研修に参加するなど、事業所全体の知識・技能の水準が向上する仕組みをつくります。

③身体拘束適正化のため、メンバーさん・その家族と話し合います。

本人とご家族にとってより働きやすい環境・ケアについて話し合い、身体拘束を希望されても、そのまま受け入れるのではなく、対応を一緒に考えていきます。

3, 身体拘束等適正化のための体制

次の取り組みを継続的に実施して、身体拘束適正化のための体制を維持・強化します。

①身体拘束適正化委員会の設置及び開催

身体拘束適正化委員会を設置して、ライフハックで身体拘束適正化を目指すための取り組み等の確認・改善を検討します。過去に身体拘束を実施したメンバーさんに係る状況の確認を行います。

委員会は、年1回の開催をします。

但し、身体拘束をやむを得ず行うなどがあった場合は、その月に緊急開催をすることにします。

②委員会の構成員

委員長 光田 将章

委員 眞田、石田、平原、光田温人・新田、木村、北森

③役割

収集者 光田

記録者 眞田

4, 委員会の検討項目

①前回の身体拘束等が行われたことに対する振り返り

②3要件（切迫性、非代替性、一時性）の再確認

③身体拘束を行っているメンバーがいる場合

※3要件の該当状況を個別具体的に検討して、メンバーさんの心身への弊害、拘束をしない場合のリスクを評価して拘束の解除に向けて検討します。

④身体拘束が必要であると判断した場合

家族や各機関との意見交換・調整の進め方を検討します。

⑤メンバーさんの意識啓発や予防等必要な事項の確認や見直し。

⑥今後の予定（研修・次回委員会）の開催。

⑦今回の議論のまとめを共有。

5, 記録及び周知

委員会での検討内容の記録を定めて、これを適正に作成・説明・保管するほか、委員会の結果について、支援員に周知徹底します。

6, 身体拘束等適正化のための研修

身体拘束適正化のため、支援員は身体拘束についての研修を行います。

7, 緊急やむを得ず身体拘束を行わざるを得ない場合の対応

①3 要件の確認

- ・切迫性（メンバーさんの生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと）
- ・非代替性（身体拘束を行う以外に代替する介護方法がないこと）
- ・一時性（身体拘束が一時的なものであること）

②要件合致確認

メンバーさんの態様を踏まえ身体拘束適正化委員会が必要性を判断した場合、限定した範囲で、身体拘束を実施することとしますが、拘束の実施後も日々の態様等を参考にして同委員会で定期的に再検討し解除に向けて取り組みます。

③記録等

緊急やむを得ず身体拘束を行わざるを得ない場合、次の項目について具体的に、メンバーさん、家族等にせつめいをして書面で確認を得ます。

- ・拘束が必要となる理由
- ・拘束の方法（場所・行為）
- ・拘束の時間帯及び時間
- ・メンバーさんの特記すべき心身の状況
- ・拘束及び解除の予定

※ライフハックの身体拘束記録用紙に記入が必須になる。

8, 身体拘束等に関する報告

緊急やむを得ない理由から身体拘束を実施している場合には、身体拘束の実施状況やメンバーさんの日々の態様（時間や状況ごとの動作や様子等）を記録して、適正化委員会で拘束解除に向けた確認（3要件の具体的な再検討）を行います。

9, 本指針の閲覧

本指針は、全ての支援員が閲覧を可能とするほか、メンバーさんやご家族が閲覧できるように施設への掲示や施設ホームページへ掲載します。